イベント等の主催者の方へ

【 開催届の提出までの流れ】

① まずは、イベント出店者に出店計画書を書いてもらいましょう。

□ 食品衛生法の許可を有する出店者や営業届を行った出店者が、その営業の範囲で出店する場合は、許可書等の写し　または　許可等を有する出店者一覧（別紙様式2）を添付してください。出店計画書は不要です。

② 出店者から出店計画書が出てきたら、特に、次のことをチェックしましょう。

□ 出店者自己点検票をチェックしているか
□ 今年度の催事等への出店は初めてか
□ 営利が目的ではないか

営利目的で年2回以上または連続で4日以上出店する場合は許可や届出の手続が必要です。

③ 許可や届出が必要な出店者に、保健所で手続きを行うよう伝えてください。

④ 書類が揃ったら14日前までに保健所へ提出してください。

（必要書類）
□ 開催届

（添付書類）
□ 出店計画書（別紙様式1）
（ 許可を有する出店者、営業届を行った出店者が、その営業の範囲で出店する場合は、次のいずれかを添付すれば省略可）
□ 許可書等の写し
□ 許可等を有する出店者一覧（別紙様式2）
□ イベント等の概要が分かるチラシ等

【 開催届を提出したら、、、】

① 出店計画の見直し等について保健所から指摘や助言等があった場合には、出店者に伝えて対応してもらいましょう。

② イベント等での食品提供による食中毒等の発生を探知したら、速やかに保健所まで連絡してください。

ご不明な点は保健所までご相談ください。

保健所	所在地	連絡先
備前保健所衛生課	岡山市中区古京町1−1−17	(086)272−3947
備中保健所衛生課	倉敷市羽島1083	(086)434−7026
備北保健所備北衛生課	高梁市近似286−1	(0866)21−2837
真庭保健所真庭衛生課	真庭市勝山591	(0867)44−2918
美作保健所衛生課	津山市椿高下114	(0868)23−0115

岡山県・保健所

イベントで食品を取り扱う場合の手続について

営利目的で年2回以上または連続で4日以上出店する場合は、許可や届出が必要です。

提供する食品や提供方法などによっても変わります。わからない、判断に迷う場合は保健所に相談してください。

≪よくある例≫

「許可があります！」
→「テント」や「キッチンカー」で「県内一円」の許可を取得していますか？
「調理する施設」で許可が必要です。テントで調理する場合はテントの許可が必要です。
また、給水タンクの容量によって、調理できる内容に制限がある場合もあります。

「テントの許可があります！」
→ 提供するメニューは、テントで提供可能ですか？テントなど簡易な施設で提供できるものは、原則、直前に加熱工程があるメニューに限定されます。

別表
提供できる食品の例

「自分の店（飲食店営業）が許可を取っているので、そこで作ったものを販売します！」
→ 食品によっては、飲食店営業とは別の許可が必要になる場合があります。

【許可の種類と提供できる食品の範囲】

	固定の店舗	自動車において調理をする場合（いわゆるキッチンカー）	特殊形態第1種 テント、自動車（キッチンカーの基準を満たさないもの）などの簡易な施設
施設	移動しない通常の施設	移動が前提 調理施設が部屋構造になっており、シンク（給排水設備）など必要な施設基準を満たすもの	移動が前提 テント、三方囲い、ポリタンクなど、簡易な施設
許可の種類	飲食店営業 製造業（菓子・麺類・漬物など） 販売業（食肉・魚介類）	飲食店営業・魚介類販売業のみ 製造業・販売業は取得できない	
提供できる食品	「製造」に当たるものは、食品に応じた製造業の許可が必要	給廃水容量（40、80、200L）によって調理できる内容が変わる	直前に加熱するものに限定（市販のアイスなどは除く） 給廃水容量（40、80L）により調理できる内容が変わる
許可書の記載（特に赤字部分を確認）	岡山県指令〇〇保第〇号 所在地　岡山県〇〇市・・・ ↑固定の住所 屋号　レストラン●● 氏名　岡山太郎 年 月 日付け申請の　業種（例 飲食店営業）については・・・ 年 月 日　〇保健所長 有効期間　年月日から年月日まで 営業の内容　（記載なし） 営業の条件　（記載なし　もしくは「簡易な営業」）	岡山県指令〇〇保第〇号 所在地　県内一円（〇市） 屋号　キッチンカー●● 氏名　岡山太郎 年 月 日付け申請の　飲食店営業については・・・ 年 月 日　〇保健所長 有効期間　年月日から年月日まで 営業の内容　（記載なし） 営業の条件　自動車において調理をする場合（水の量）	岡山県指令〇〇保第〇号 所在地　県内一円（〇市） 屋号　屋台●● 氏名　岡山太郎 年 月 日付け申請の　飲食店営業については・・・ 年 月 日　〇保健所長 有効期間　年月日から年月日まで 営業の内容　特殊形態第1種 営業の条件　食品衛生法施行条例第2条ただし書きにより認められた施設で取り扱うことができる食品に限る（水の量）

岡山県・保健所